

常盤学校みどり会会則

第1章 名称及び目的

第1条 本会は常盤学校みどり会と称す

第2条 本会は、学校と家庭と社会が協力して児童・園児の教育の充実と福祉の増進をはかり、併せて会員相互の親睦を深め教養を高めることを目的とする

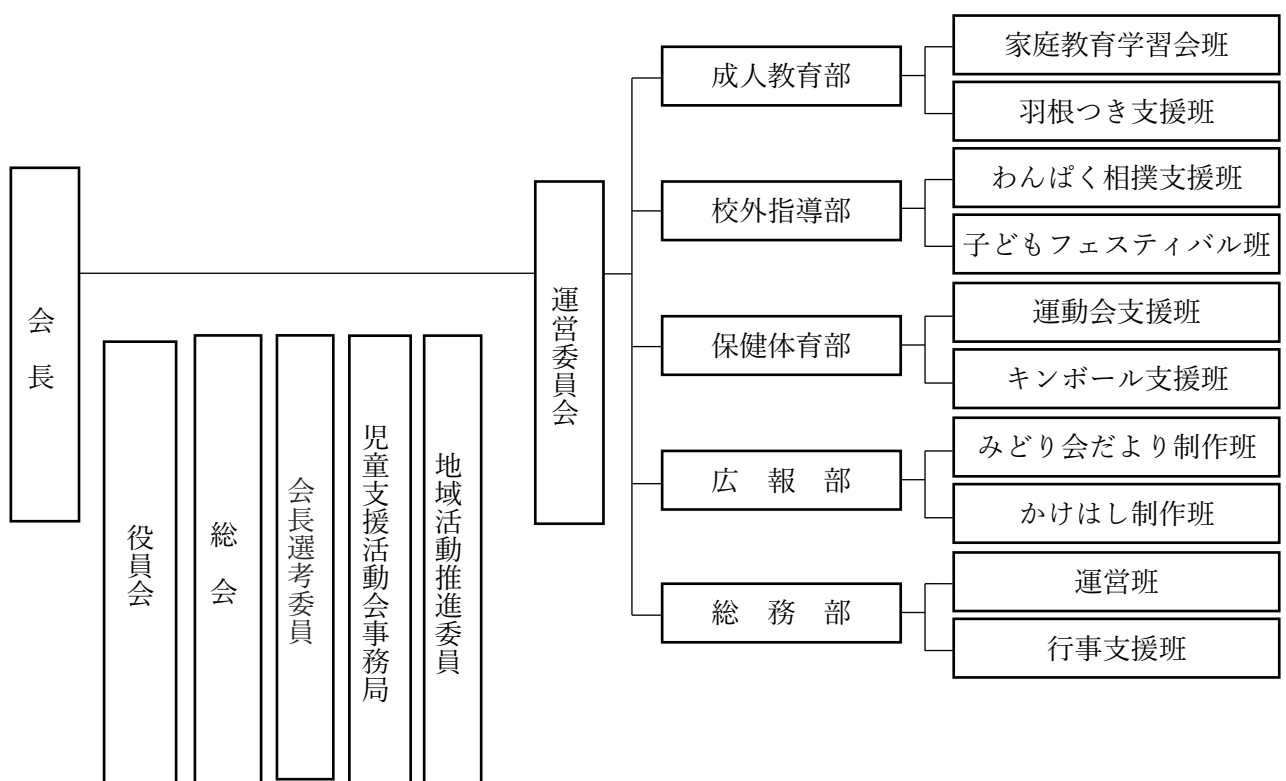
第3条 本会は事務所を中央区常盤小学校内に置く

第2章 事業及び組織

第4条 本会はその目的を達成するため下記の事業を行う

1. 学校と社会との緊密な連絡をする
2. 児童・園児の生活の純化をはかり、校（園）外生活を指導する
3. 児童・園児の保健衛生と体位の向上をはかる
4. 会員相互の親睦を深め、教養を高める
5. その他本会の目的達成に必要な事業を行う

第5条 前条の事業を行うため次の組織を置く



第6条 各部・各班の分担は次の通りとする

1. 児童支援活動会事務局

- (1)事業の企画並びに運営の総括
- (2)予算並びに決算の立案報告
- (3)他団体との交渉
- (4)その他各部に属さないこと

2. 成人教育部

- (1)会員相互の教養を高めること
- (2)上記の目的のために次の班活動を行う
 - ①家庭教育学習会班
 - ②羽根つき支援班

3. 校外指導部

- (1)児童・園児の環境の純化
- (2)校外生活の指導
- (3)上記各号の目的のため次の班活動を行う
 - ①わんぱく相撲支援班
 - ②子どもフェスティバル班

4. 保健体育部

- (1)児童・園児の保健衛生状態の改善
- (2)体位の向上に関すること
- (3)上記各号の目的のため次の班活動を行う
 - ①運動会支援班
 - ②キンボール支援班

5. 広報部

- (1)本校教育・本会活動・会員の声などを広く会員に報告する
- (2)上記の目的のため次の班活動を行う
 - ①みどり会だより制作班
 - ②かけはし制作班

6. 総務部

- (1)運営委員会の議事を会員に報告する
- (2)学校行事の支援
- (3)上記各号の目的のため次の班活動を行う
 - ①行事支援班
 - ②運営班

7. 地域活動推進委員

(1)常盤学校関係者に日本橋地域の文化、歴史、伝統を伝え、地域教育を推進する

(2)委員の選考の他、本委員会の運営については別途定める委員会規則に従う

8. その他

役員会の決定により、必要に応じて専門委員会を設置することができる

第3章 会 員

第7条 本会は、常盤小学校児童・同幼稚園児の保護者、教職員及び本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする

第4章 役員・委員

第8条 本会に下記の役員をおく

会長 1 名 副会長 若干名 会計若干名 監事 2 名

第9条 本会に顧問、相談役をおく

第10条 役員、学級委員、運営委員の選出は次の方法による

1. 学級委員は学級の総務部運営班員が就く

2. 運営委員

(1)学級委員

(2)各教職員

(3)各班長

3. 班長・副班長は各班で班員の互選により選出する

4. 会長は会長選考委員が候補者を選出し、総会の承認を得て決定する

5. 会長選考委員は当該年度の会長、前会長、教職員代表者、児童支援活動会事務局長、総務部運営班長および監事 1 名の 6 名とする。

ただし、会長の再任については当該年度の会長を除く 5 名で選考する。

6. 副会長、児童支援活動会事務局長および会計は会長が指名し、総会の承認を経る

7. 監事は顧問・相談役から選出し、総会の承認を経る

第11条 役員の任期は 1 年とし、重任を妨げない。ただし補欠で就任した者の任期は前任者の残任期間とする

第12条 役員の任務は次の通りとする

1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会・運営委員会を招集してこれが議長となる
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、これを代行する
3. 会計は本会の会計事務を掌る
4. 監事は本会の運営及び会計を監査する

第13条 学級委員は総務部運営班に分属して、その運営にあたり、かつ、各学級の運営にあたる

第5章 会議

第14条 総会は毎年度当初に開き、前年度の事業報告及び収支決算の承認、並びに役員の承認、事業計画、予算審議を行う

第15条 運営委員会は正副会長、児童支援活動会事務局長、会計、運営委員で構成し、会務の執行にあたる

第16条 学級委員は学級における本会の目的達成のための事業を行う

第17条 すべての会議の議決は出席者の過半数の賛同によって成立する

第6章 会計

第18条 本会の経費は会員の会費をもってあてる

第19条 会費は児童・園児の1名につき負担する金額とし、月額1,500円を上限とする

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる
2. 会費の徴収は別に定める規定に従い行う

第20条 本会則の改正は総会の承認を経なければならない

第21条 本会の慶弔細則は別に定める

附則（会則の変更） この会則は令和4年4月26日定期総会終了時から効力を発する。